

学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月24日改定)



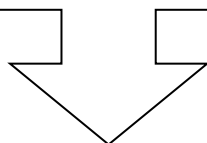
神崎町立神崎中学校

神崎町立神崎中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめに対する基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。



（基本的な考え方）

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では「いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。」という立場に立ち、全教育活動を通して全職員が一丸となって、いじめの未然防止、早期発見、発生時の適切な対処に努めるとともに、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう対策を行う。

（学校及び職員の責務）

いじめがなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に伸び伸び取り組むことができるように、保護者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努める。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、更にその再発防止に努める。

2 学校において生じる可能性のある犯罪行為等

いじめの態様	抵触の可能性のある刑罰法規
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫、名誉毀損、侮辱
・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行、傷害
・金品をたかられる。	恐喝
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗、器物損壊等
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要、強制わいせつ
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉毀損、侮辱、児童ポルノ提供等

（参考） 文部科学省「令和元年度生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25.5

3 いじめ防止・対策に関する校内体制

- (1) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。
- (2) 生徒の人権意識、生命尊重の精神の向上や規範意識の醸成を図り、豊かな人間関係づくりを推進するなど、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 発達の段階に即した確かな生徒理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、生徒のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) いじめ対策の委員会を設置し、組織的な取組を推進する。いじめ対策組織については、未然防止を主眼においた生徒指導部会中心の組織（平時）と、実際にいじめが確認された場合の緊急対処に際する特別委員会組織を併用する形で、柔軟に対応する。
いじめ対策の委員会の種類と位置付け、活動の内容等については、下記のとおりとする。

いじめ対策組織の名称	生徒指導部会	特別委員会
役割、位置付け	いじめ未然防止、早期発見を主とした通常はいじめ対策組織	実際にいじめが認められた場合の緊急対処に際する臨時組織
組織のメンバー構成等	教育相談主任、養護教諭、SC + 各学年の教育相談担当	校長、教頭（事務局）、生徒指導主事、当該生徒の主任、担任、警察、SSWなど、ケースによって必要最小限の機動力のあるメンバーで構成
部会等の開催	毎月第3木曜5校時の定例	必要に応じ随時
活動の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成、実施、検証、修正を実施する。 ・いじめ防止等に関する職員研修を企画運営する。 ・学校におけるいじめの相談、通報の窓口となる。 ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの疑いに関する情報があったときの緊急対処方針の決定。保護者及び関係諸機関との連携を図る。 ・再発防止策の決定。

4 具体的な取組～「未然防止」「早期発見」「発生時の適切な対処」の3段階

(1) いじめの未然防止策

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえて、全教育活動を通して全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組むため、以下のように職員を配置し、組織的な体制づくりを行う。

	活 動 内 容	担 当
① いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直しをする。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し ・教師用のチェックリストの作成と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部 ・各教科担任
② 道徳教育及びいのちを大切にすることを大切にするキャンペーン等を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動を通して、道徳教育の推進 ・生徒会活動等、生徒の自発的な活動の展開 ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進 ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進 ・人権教育等の推進 ・読書活動の推進 ・教育相談アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳部会 ・特活部会 ・社会科部会 ・総合的な学習の時間 ・生徒会担当 ・国語科部会
③ インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育 ・情報教育やサイバー犯罪防止教室等による未然防止の推進 ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報教育担当 ・生徒指導部
④ 教職員研修を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解 ・いじめの防止等に関する事例研修の実施 ・生徒指導の視点を重視した分かる授業の展開 ・モラールアップ研修の実施 ・感染症に伴ういじめについての研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究主任 ・生徒指導部 ・モラールアップ委員会
⑤ 家庭や地域住民等への啓発活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知 ・リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」の配付 ・リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」の配付 ・「インターネットに潜む危険性について」（文書）の配付 ・「いじめゼロ宣言」の家庭・地域への周知 ・道徳科の授業公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭
⑥ 配付端末の適切な利用に対する指導を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が配付するタブレット端末等を含む ICT 機器によるいじめが発生することがないように未然防止に努めるとともに、発生時には法令に則り、適切に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部 ・各担任

(2) 早期発見策

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

① 早期発見のための措置

ア	日常的な一人一人への声掛け
イ	「やりとり帳（生活記録ノート）」等の活用
ウ	昼休み等授業時間外での、生徒の人間関係の観察
エ	電話連絡や家庭訪問等、保護者との日頃からの連携
オ	いじめ等生徒の悩みのアンケート調査実施（6月、11月）
カ	保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施 （年1回：12月上旬～学校運営に関する保護者アンケート）
キ	定期的な教育相談の実施（年2回：6月上旬、11月上旬）
ク	感染症に対する正しい知識の指導

② 相談体制の整備

ア	生徒と教職員の豊かな人間関係の構築
イ	保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実
ウ	相談箱の設置（保健室前）
エ	教育相談担当職員、セクハラ相談員とその役割の周知
オ	いじめについて「話す勇気」の指導
カ	生徒の相談記録等、教職員による情報の共通理解
キ	感染症に対する差別・偏見もしくは感染に対する不安について相談窓口の周知
ク	家庭や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先 電話番号 72-3031 担当：教頭・教育相談主任・生徒指導主任・養護教諭

(参考) 不登校・いじめ相談窓口

<神崎町教育委員会対応>

電話番号 72-1601

(3) いじめ発生時の適切な対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、対応マニュアル「いじめ発生時の対応の流れ」を作成し、組織的に対応する。以下概要を示す。

① いじめの認知

<ul style="list-style-type: none"> いじめ及びその疑いについての初期情報の把握 <p style="text-align: center;"> <u>家庭や地域住民等からの相談先</u> <u>学校電話番号 72-3031</u> </p>

② 初期対応

ア	いじめ発生時の緊急対処を担う特別委員会の設置
イ	いじめの事実確認と調査
ウ	初期対応の方針の決定
エ	いじめられている生徒の安全・安心の確保とその保護者への方針説明
オ	教育委員会への報告と連携
カ	初期支援（指導）

③ 二次対応

ア	情報整理→具体的な指導・支援体制の確立→全職員での共通理解・共通実践
イ	保護者への報告と支援・助言（直接会って、複数で対応）
ウ	関係生徒の心のケアを全職員で組織的に行う。

④ 長期対応（少なくとも3か月）

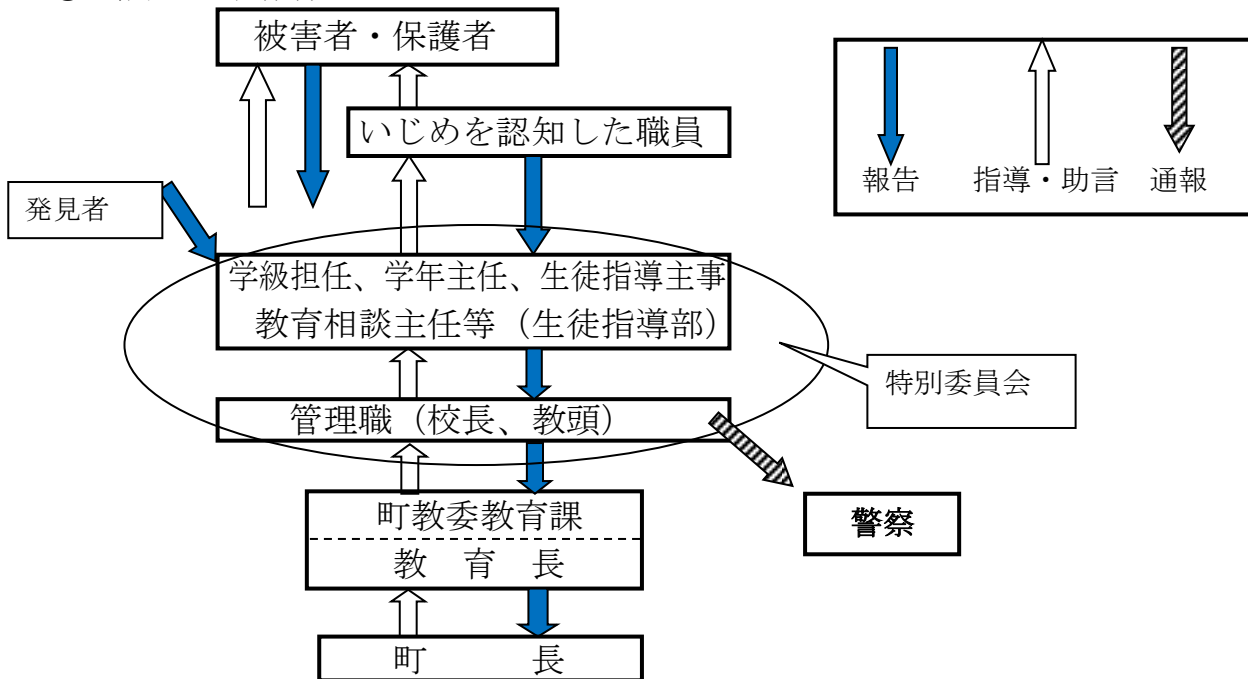
ア	関係生徒の心のケアを全職員で組織的に行う。
イ	再発防止に向けた支援・指導・助言を継続的に行う。
ウ	状況に応じて別室登校や補習等の措置を講じる。

⑤ 重大事態発生時の対応

<p>参考） 重大事態とは、「いじめ防止対策推進法・第28条」から）</p> <p>（ア） いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>（イ） いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p>

ア	被害生徒の安全の確保と安心への配慮
イ	重大事態が発生した旨、教育委員会への報告
ウ	教育委員会と連携して、当該事案に対処する組織の設置（町教委合同特別委員会）
エ	上記組織を中心として、いじめの事実関係を明確にするための調査（状況によって、生徒・職員への質問票調査）
オ	当該保護者への説明（上記調査結果については、被害生徒・保護者及び加害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。）必要に応じ保護者会の開催
カ	関係諸機関との連携（児童相談所、警察署等）

⑥ 報告・連絡体制



5 年間計画 (案)

月	活動内容
4	・いじめ防止に向けた学校方針の共通理解・研修
5	・人間関係づくりプログラムの実施 (特活・総合と連携)
6	・教育相談アンケート (いじめアンケート含む) 及び教育相談 (1)
7	・三者面談の実施 ・人権作文に向けた取組 (国語科との連携) ・職員研修 (研究主任との連携) (自殺予防の啓発資料配付)
8	(7月の内容の継続)
9	・学校行事を通じた人間関係づくり (保健体育科・特活との連携)
10	・校外学習、宿泊体験学習、修学旅行を通じて、より良い人間関係の構築 ・次年度の新入生に向けて関係小学校に生徒心得の周知 (LGBTQ への配慮含む)
11	・教育相談アンケート (いじめアンケート含む) 及び教育相談 (2) ・特別活動授業公開
12	・保護者アンケートの実施及び三者面談の実施 ・人権教育週間における取組 (人権意識を高める道徳授業、生徒会いじめゼロ活動)
1	・「SNS・インターネットリテラシー啓発動画」の視聴
2	・各教科・部会での反省、次年度の年間計画の見直し ・生徒指導部会による「学校いじめ防止基本方針」の見直し
3	各教科・部会の全体計画の作成

6. その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、ホームページで公開する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、年度毎、学校評価等を活用し見直す。